

## オンライン明細確定通知サービス利用規定

### 第 1 条 (用語の定義)

本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みの所定の会員規約（ダイナースクラブ／TRUST CLUB カード会員規約、ダイナースクラブ コーポレートカード/TRUST CLUB コーポレートカード会員規約をいい、それらを総称して、以下、「規約等」といいます。）の語句の定義と同様とします。

### 第 2 条 (本サービスの内容)

1. 「オンライン明細確定通知サービス」（以下、「本サービス」といいます。）は、三井住友トラストクラブ株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行したクレジットカード（一部のコーポレートカード・提携カードを除きます。以下、「本カード」といいます。）保有者（以下、「会員」といいます。）に対し、本カードに係る毎月のご利用代金明細書、および貸金業法に規定される書面である契約締結前書面、貸付けに係る契約締結時書面、極度方式基本契約締結時書面、弁済時受取証書、一定期間の取引状況を記載した書面（以下、「ご利用代金明細書等」といいます。）、その他当社が定める書面を郵送による方法に代えて、本規定の定める当社所定の方法により通知するサービスをいいます。
2. 本サービスを利用登録した場合でも、当社が必要であると判断した場合は、「ご利用代金明細書等」を郵送にて交付します。

### 第 3 条 (本サービスの利用)

1. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承諾したうえで、当社の定める方法により、本サービスの利用登録および E メールアドレスの届出を行うものとします。利用登録が完了した後、本サービス利用登録会員（以下、「登録会員」といいます。）は、本サービスを利用することができるものとします。  
なお、本サービスの利用に先立ち、登録会員は当社所定の方法により本サービスを利用することが可能なパソコン等を用意し、かつ、インターネット接続環境を整えるものとします。
2. 毎月 18 日（土・日・祝日の場合は前営業日）までにご登録いただいた場合、翌月の 10 日お支払分のご利用代金明細書の郵送から停止されます（登録の状況により、翌々月からの停止となる場合もあります）。
3. 当社は、登録会員が届け出た E メールアドレス宛てにご利用代金明細書等をご確認いただける旨を記載した E メールを配信します。登録会員は、当該 E メールを受領後、速やかに当社の会員専用サイト「クラブ・オンライン」にアクセスし、サインインのうえ、ご利用代金明細書等を確認し、必要に応じて、登録会員のパソコン等にご利用代金明細書等のデータを保存するものとします。
4. 登録会員のうち、返品やその他の事由によってご利用代金明細に変更があった場合、変更が生じた旨を記載した E メールを自動配信します。（自動配信のため配信の停止は不可）

### 第 4 条 (E メールアドレス)

1. 登録会員は、E メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社のクラブ・オンラインから E メ

ールアドレスの変更の手続きを行うものとします。

2. 当社は、登録会員が当社に E メールアドレスを誤って届け出た場合、登録会員が変更の届出を行わなかった場合等に起因して生じる登録会員の損害、損失、不利益等、および第三者による訴訟またはクレーム等に関して一切の責任を負わないものとします。

## **第 5 条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）**

本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ブラウザの種類・バージョン、ご利用代金明細書等のデータ形式のサービス利用環境は、以下のとおりとします。

なお、当社がサービス利用環境を変更した場合、登録会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。

また、発売元のサポートが終了している OS やブラウザをご使用の場合は、OS とブラウザをアップデート後にクラブ・オンラインをご利用ください。

### **【推奨ブラウザ】**

Windows - Microsoft Edge（最新版）、Firefox（最新版）、Chrome（最新版）

Macintosh - Safari（最新版）、Firefox（最新版）、Chrome（最新版）

ご利用代金明細等のデータの閲覧には、「Adobe Reader 日本語版（無償）」のインストールが必要です。

## **第 6 条（本規定の適用および改定）**

1. 当社は、関係法令等で認められた範囲内で、本規定を変更することがあります。
2. 本規定に定めのない事項については、規約等によるものとします。

## **第 7 条（本サービスの解約等）**

1. 登録会員は、本サービスの解約を希望するときは、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 当社が登録会員に宛てた E メールが、当社が定める一定期間連続して不着になったときは、当社は当該登録会員の本サービスの登録を、当該登録会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。
3. 登録会員が、当社が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、当サービスを正常に利用できないときは、登録会員は速やかに本サービスを解約するものとします。
4. 理由の如何を問わず、当社は、登録会員に対し、その旨を通知することにより、いつでも本サービスの利用を中止または解約することができるものとします。

以上

（2024 年 4 月改定）

19LC-01932-202004